意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	ネット選挙の解禁
2. 既存の制	公職選挙法では、頒布できる文書図画が限定されており(公職選挙法第 142
度・規制等	条等)、文書図画に該当すると解釈されているインターネットは候補者、政
によってI	党、有権者等が活用することができない。今日では、生活スタイルが多様
CT利活用	化し、情報入手の手段も多様化し、人々がそれを自らに合った形で活用す
が阻害され	ることが当たり前になっている。選挙運動において、インターネットとい
ている事	う「手段」が禁じられたままになることは、選挙に関する情報の入手及び
例・状況	発信の機会を国民から奪うことになり、インターネットによる日本の民主
	主義の前進、国民の政治参加の一層の促進が諸外国に比べてこのままでは
	大きく遅れてしまう。地方選挙を含めれば選挙は日常的に行われているこ
	とを考えると、このような環境を整えるため、十分なインターネット活用
	が可能となるような公職選挙法の抜本的な改正が必要である。
3. I C T 利	 公職選挙法第 142 条~146 条等
活用を阻害	
する制度・	
規制等の根	
拠	
4. I C T 利	選挙運動におけるインターネット活用(ウェブサイト、電子メール、ソー
活用を阻害	シャルメディア等)が候補者・政党だけでなく広く有権者を含めた一般の
する制度・	者も可能とするような公職選挙法の抜本的な改正を行うべきである。
規制等の見	将来的には住基ネットを用いて、インターネットでの投票を可能とすべき
直しの方向	である。
性について	
の提案	